



令和5年6月7日

中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社 大久保商会
業者の住所：三重県四日市市尾上町16番地3
- 指名停止措置期間：令和5年6月7日から令和5年9月6日まで（3ヵ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事実概要：(株)大久保商会は、令和5年5月16日開札の名古屋港湾事務所発注「令和5年度 名古屋港船舶部品外購入」の一般競争入札において、落札決定後に納入数量錯誤のため、契約辞退を申し出たことによる。
- 指名停止措置理由：
(株)大久保商会が落札決定後に契約辞退を申し出たことは、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）（以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号（下記参照）に該当する。
よって、本件については指名停止3ヵ月とする。

<指名停止等措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

問い合わせ先

中部地方整備局総務部

経理調達課長

吉村 健

課長補佐

竹中 良磯

電話 052-209-6316(ダイヤル)